

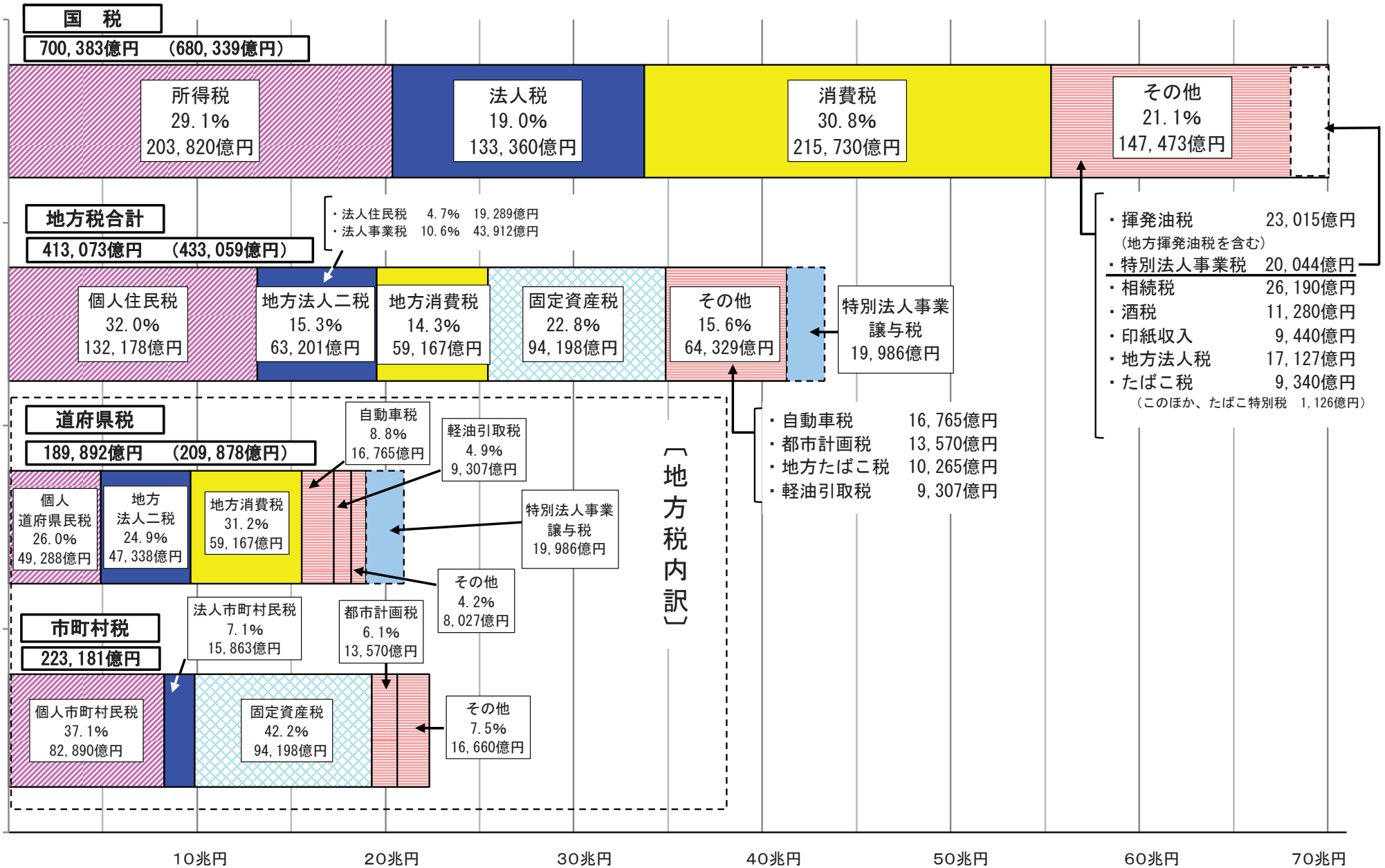
説明資料

〔地方法人課税〕

令和 4 年 10 月 12 日 (水)

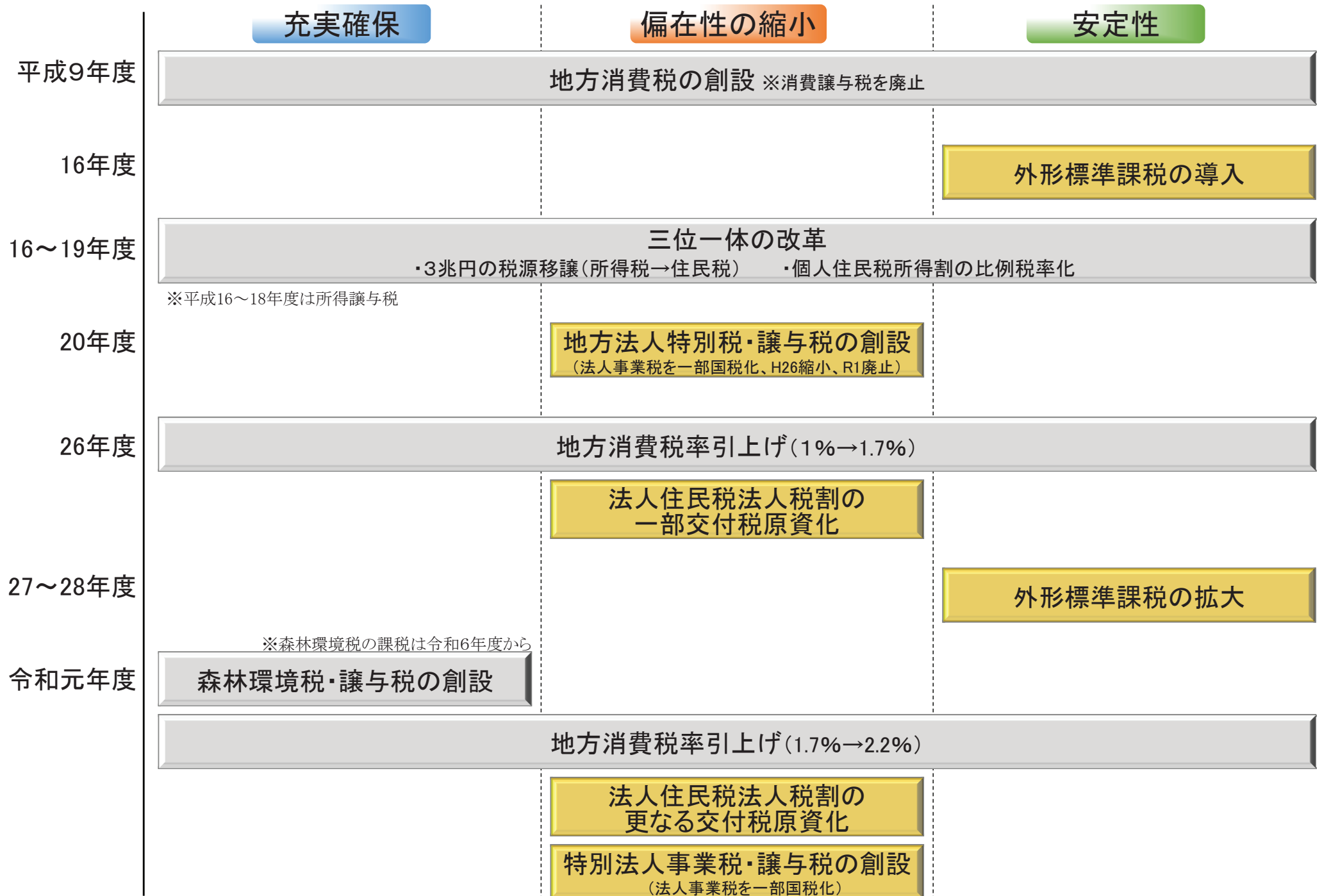
総務省

国税・地方税の税收内訳(令和4年度地方財政計画額)



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は特別会計を含み、地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。
 3 国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を含まない。()内は、国税は特別法人事業税を除き、地方税は特別法人事業譲与税を含めた金額である。
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築



法人課税の概要

法人税 (国)

※ 税収の33.1%は地方交付税の原資

所得

$$\times \text{税率 } 23.2\% = \text{法人税額}$$

13.3兆円

地方法人税 (国)

※ 税収の全額が地方交付税の原資
法人住民税法人税割の一部を国税化したもの

法人税額

$$\times 10.3\%$$

1.7兆円

法人住民税 (県・市)

1.9兆円

法人税割

県

法人税額

$$\times 1.0\%$$

市

法人税額

$$\times 6.0\%$$

均等割

資本金等の額及び従業者数に応じて税率区分

7万円 ~ 380万円

法人事業税 (県)

4.4兆円
(2.0兆円)

※ ()内は特別法人事業税(外数)

【資本金1億円超の普通法人】

外形標準
課税

付加価値割

付加価値額

(収益配分額+単年度損益)

$$\times 1.2\%$$

資本割

資本金等の額

$$\times 0.5\%$$

所得割

所得

$$\times 1.0\% \text{ (2.6\%相当)}$$

【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】

所得割

所得

$$\times 7.0\% \text{ (2.6\%相当)}$$

【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】

(電気供給業(送配電事業)(注1)・ガス供給業(導管事業)(注2)・保険業を営む法人)

収入割

収入金額

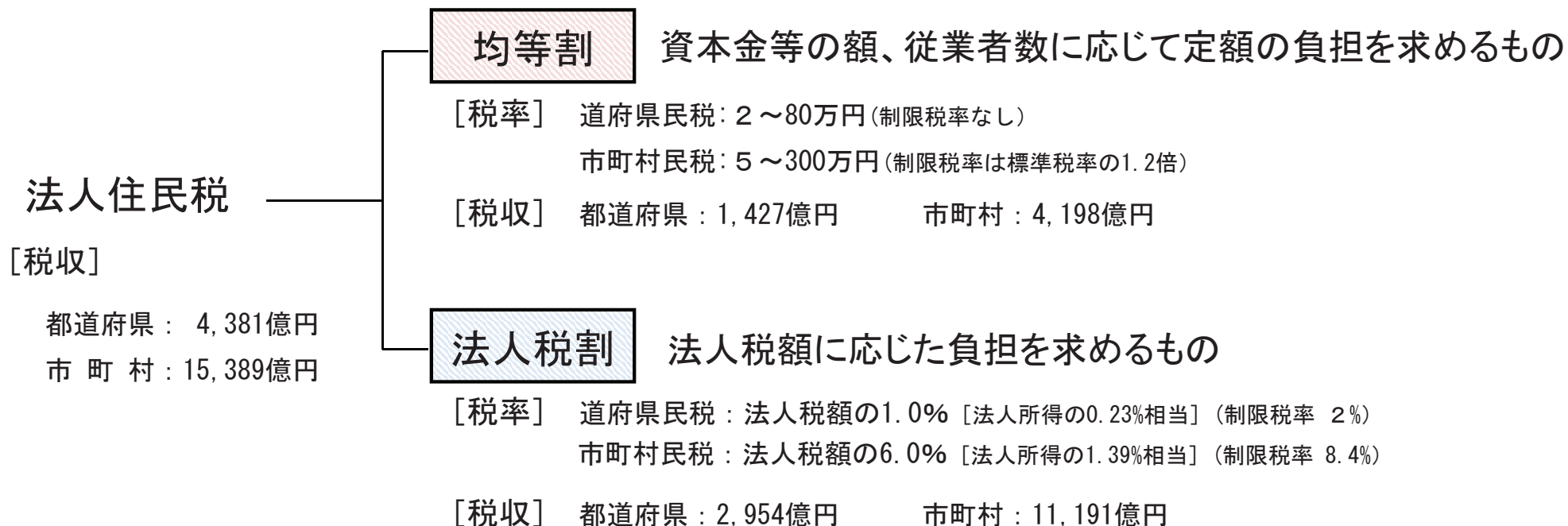
$$\times 1.0\% \text{ (0.3\%相当)}$$

(注1)小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業については、資本金1億円超の普通法人は収入割、付加価値割及び資本割により、資本金1億円以下の普通法人等は収入割及び所得割による。
(注2)導管事業以外の事業については、導管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者は収入割、付加価値割及び資本割により、その他の者については他の一般の事業と同様。

※ 税収はR4収入見込額。なお、端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。
※ 税率の括弧内は、特別法人事業税相当分の税率(外数)。

法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも、個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、道府県民税と市町村民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。



※ 税収は、令和2年度決算額(超過課税を含まない。)であり、一部令和元年9月30日以前の旧税率ベース(都道府県:3.2%、市町村民税9.7%)によるものが含まれている。

法人事業税の概要

- 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づき課税されるもの。（注）法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。
- 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。
- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、大都市に税収が集中する構造的な課題に対処するため、法人事業税の一部を分離して、特別法人事業税として課税。

法人事業税

[税収] 39,372億円
 ※令和2年度決算額(注1)
 (超過課税分を除く。)

(参考1)
 特別法人事業税(注2)
 16,494億円

(参考2)
 法人事業税と
 特別法人事業税の合計額(注2)
 55,866億円

資本金1億円超の普通法人

20,409億円
 (うち 所得割 2,819億円
 付加価値割 11,632億円
 資本割 5,959億円)

資本金1億円以下の普通法人や
 公益法人など(注3)
 16,268億円

電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人
 2,695億円

外形標準課税

付加価値割 1.2%	所得割 1.0%
資本割 0.5%	

特別法人事業税
 2.6%相当

所得割 7.0%(注4)

特別法人事業税
 2.6%相当

(1) 電気供給業(送配電事業)、ガス供給業(導管事業)、保険業を営む法人

収入割 1.0%	特別法人事業税 0.3%相当
----------	-------------------

(2) 電気供給業(小売・発電事業等)を営む資本金1億円超の普通法人

付加価値割 0.37%	収入割 0.75%	特別法人事業税 0.3%相当
資本割 0.15%		

(3) 電気供給業(小売・発電事業等)を営む資本金1億円以下の普通法人等

所得割 1.85%	収入割 0.75%	特別法人事業税 0.3%相当
-----------	-----------	-------------------

(4) ガス供給業(特定ガス供給業(注5))を営む法人

付加価値割 0.77%	収入割 0.48%	特別法人事業税 0.3%相当
資本割 0.32%		

(注1) 法人事業税収は、令和2年度決算額(超過課税を含まない。)であり、一部令和元年9月30日以前の地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の旧税率ベースによるものが含まれている。

(注2) 特別法人事業税の税収は、地方法人特別税を含む。

(注3) 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については、所得割:4.9%、特別法人事業税:所得割額の34.5%の税率が適用される。

(注4) 所得割の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。なお、法人事業税の制限税率は、標準税率の1.2倍。(資本金1億円超の普通法人の所得割については、標準税率の1.7倍)

(注5) 特定ガス供給業とは、導管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者が行うガス供給業(導管事業を除く)をいう。その他のガス供給業(導管事業を除く)については、他の一般の事業と同様の課税方式。

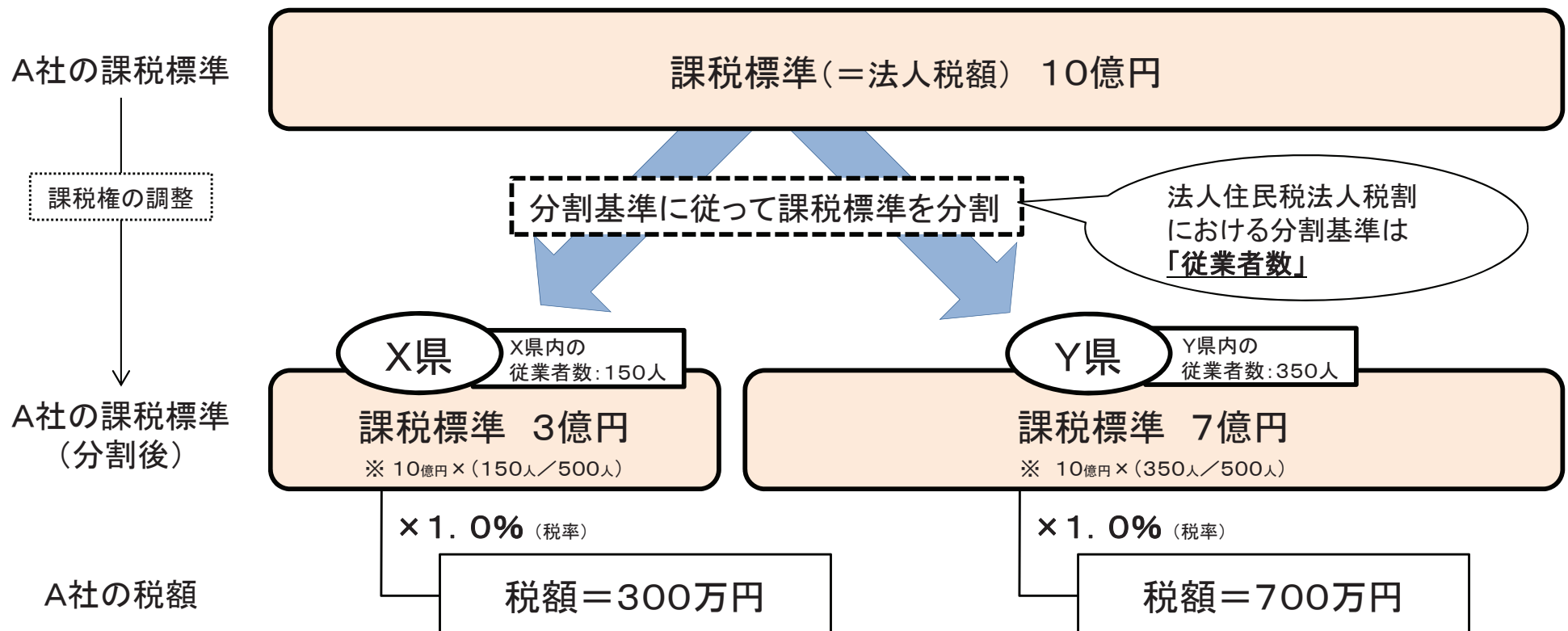
法人住民税・法人事業税の課税団体と課税標準の分割

- 地方法人二税は、事務所又は事業所(以下、「事務所等」という。)を有する法人に、その事務所等が所在する地方団体が課税。
- 法人の事務所等が2以上の地方団体にある場合、課税権の調整が必要。



「分割基準」= 課税標準を事務所等の所在する地方団体に分割する基準

(参考例) 法人道府県民税法人税割における分割基準のイメージ (法人税額が10億円のA社の場合)



※ 分割後の課税標準額に対し、X・Y両県がそれぞれ課税権を行使。

法人事業税等の分割基準

	事業	分割基準
法人事業税	製造業	従業者の数 (資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)
	非製造業	課税標準の1/2 : 事務所等の数 課税標準の1/2 : 従業者の数
	保険業	
	小売電気事業	課税標準の3/4 : 発電所に接続する電線路(一定の要件に該当するものに限る。)の電力容量 課税標準の1/4 : 事務所等の固定資産の価額
	送配電事業	
	発電事業・ 特定卸供給事業	
	ガス供給業	事務所等の固定資産の価額
	倉庫業	
鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル数	
法人住民税 (法人税割)	/	従業者の数

法人事業税の分割基準(改正の経緯)

()は、資本金1億円以上の法人のみ。

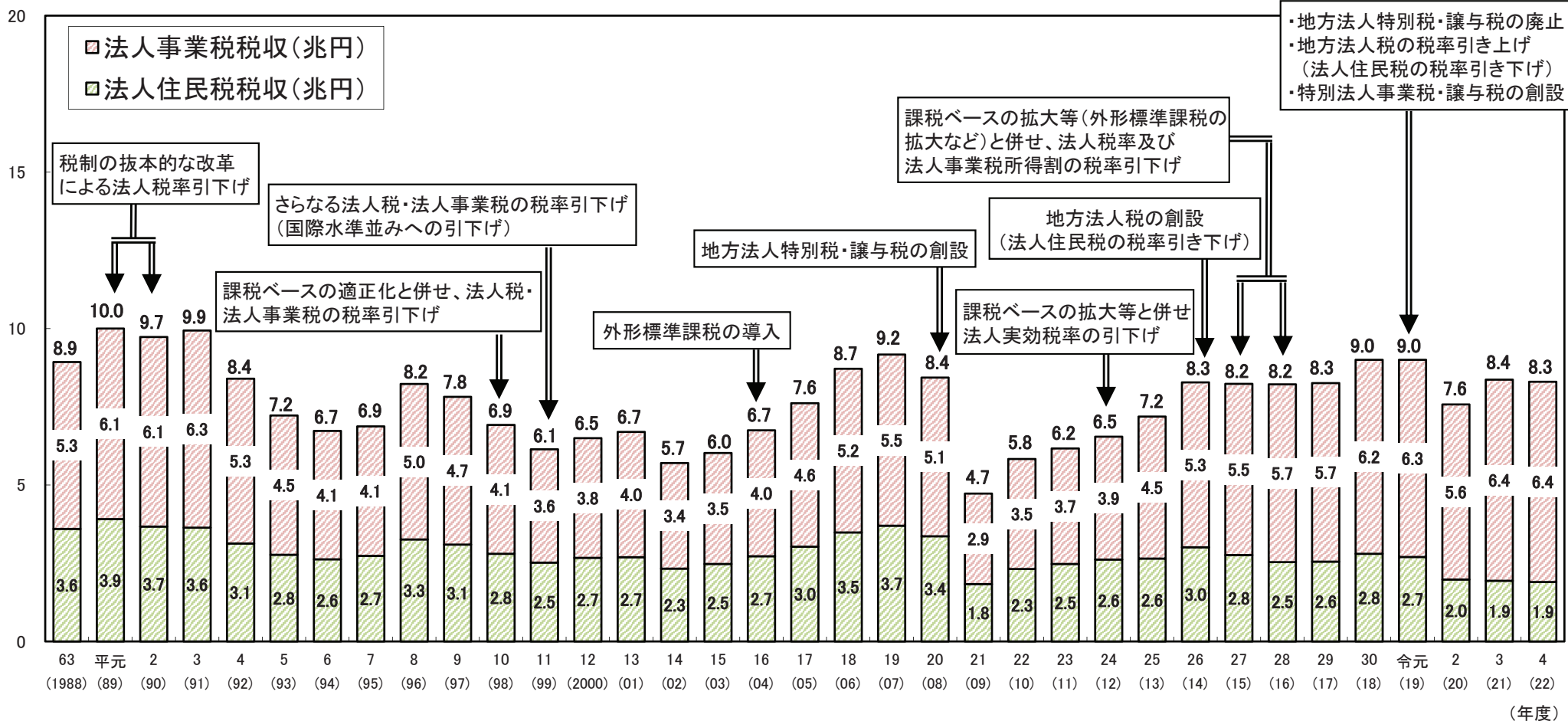
	S26年度 (1951年度)	S29年度 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)	H29年度 (2017年度)
製造業	従業者の数		本社管理部門の従業者数: 1/2				工場の従業者数: 1.5倍	本社管理部門1/2措置の廃止	
非製造業								1/2: 事務所等の数	
証券業				本社管理部門の従業者数: 1/2				1/2: 事務所等の数	1/2: 従業者の数
銀行業 保険業		1/2: 事務所等の数 1/2: 従業者の数					1/2: 事務所等の数 1/2: 従業者の数	本社管理部門1/2措置の廃止	1/2: 事務所等の数 1/2: 従業者の数
電気供給業	1/2: 固定資産の価額 1/2: 従業者の数	固定資産の価額			1/2: 発電所用固定資産の価額 1/2: 総固定資産の価額	3/4: 発電所用固定資産の価額 1/4: 総固定資産の価額			3/4: 発電所に接続する電線路の電力容量 1/4: 総固定資産の価額
小売電気事業									
送配電事業									
発電事業・ 特定卸供給事業									
ガス供給業 倉庫業									
鉄道事業 軌道事業		軌道の延長 キロメートル数							

(※) <昭和42年度> 従業者の数について、各月の延従業者の数を期末現在の従業者の数とした。

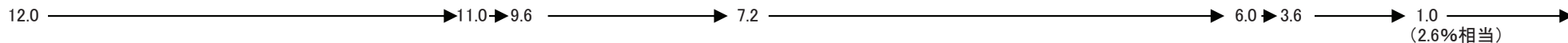
(※) <昭和57年度> 電気供給業の分割基準の改正に際し、激変緩和のための経過措置を講じた(平成29年度改正で廃止)。

(※) <平成29年度> 電気供給業の分割基準の改正は、地方税法改正法の公布の日以後に終了する事業年度から適用。

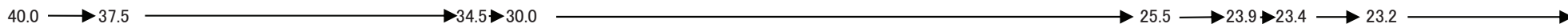
地方法人二税(法人事業税・法人住民税)の税収の推移



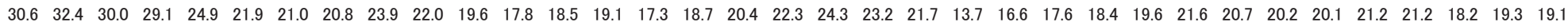
法人事業税率(%)



(参考)法人税率(%)



地方税収入に占める割合(%)

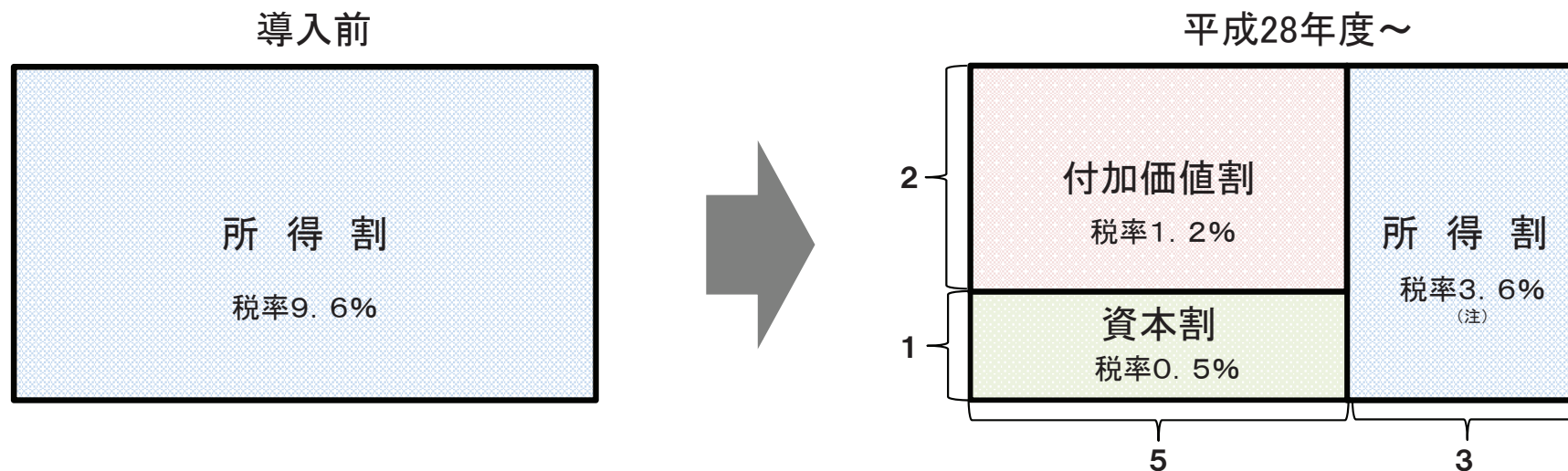


(注) 1 令和2年度までは決算額、令和3年度は決算見込額であり、超過課税を含まない。また令和4年度は地方財政計画額である。
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改革の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
 3 平成21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した額である。
 4 平成27年度以降の法人住民税収は、地方法人税を含んでいない。
 5 法人事業税の税率は、平成30年度までは地方法人特別税を含む税率であり、令和元年度以降は特別法人事業税を含まない税率(括弧内は特別法人事業税相当分の税率)。

法人事業税の外形標準課税の概要

- 外形標準課税は、資本金1億円超の普通法人に対して、平成16年度に導入。
- 平成27年度及び28年度に、成長志向の法人税改革の一環として、外形標準課税の割合を拡大。

①⑥～②⑥ 2/8 ⇒ ②⑦ 3/8 ⇒ ②⑧～ 5/8



(注) 特別法人事業税相当分を含む。

付加価値割

$$\text{付加価値額} = \left[\begin{array}{l} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額※+純支払利子+純支払賃借料)} \end{array} + \text{単年度損益} \right] \times 1.2\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

資本割

$$\text{資本金等の額※} = \left[\begin{array}{l} \text{法人が株主等から出資を受けた金額として法人} \\ \text{税法施行令で定める金額} \end{array} + \text{無償増減資} \\ \text{の加減算} \end{array} \right] \times 0.5\%$$

※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は、「資本金+資本準備金」を課税標準とする。

法人事業税の改革(外形標準課税の導入)の趣旨

- 外形標準課税の導入の趣旨は、①税負担の公平性の確保、②応益課税としての税の性格の明確化、③地方分権を支える基幹税の安定化、④経済の活性化、経済構造改革の促進とされていた。

(参考)わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－ (抄)
(平成12年7月 政府税制調査会答申)

2. 法人事業税

(4) 法人事業税の概要

① 法人事業税の性格

地方公共団体が供給する行政サービスは、法人の事業活動に様々な形で寄与しています。その受益を定量的に捉えることは難しいことですが、企業に対する直接のサービスのみならず、福祉、教育、環境保全、産業・都市基盤整備、警察や消防・防災など、極めて広範に及んでいます。

法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たっては地方公共団体の各種の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づいて課税されるものです。昭和24年のシャウプ勧告においても、「事業及び労働者がその地方に存在するために必要となってくる都道府県施策の経費」を負担する税とされています。法人事業税の負担額が法人所得計算において損金に算入されていることも、こうした法人事業税の性格を反映したものです。

このように、法人事業税は、法人に対し、その企業活動により得られる利益を基礎にして税負担を求める法人税とは、課税の根拠、課税客体などを異にしているものです。

現在、法人事業税は、都道府県の税収に対し24%を占めており(平成12年度地方財政計画ベース。なお、昭和35、36年度には50%)、昭和23年に創設されて以来、都道府県の基幹税目として一貫して重要な地位を占めています

(参考)わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－ (抄)
(平成12年7月 政府税制調査会答申)

2. 法人事業税

(4) 法人事業税の概要

② 外形標準課税の意義

イ. 地方分権を支える安定的な地方税源の確保

地方公共団体が提供する住民の日常生活や産業活動を支える幅広い行政サービスは安定的に供給されることが必要であり、地方公共団体の自主財源の根幹をなす地方税は、できるだけ安定的で、変動の少ない税であることが望まれます。外形標準課税の導入は、税収の安定性を向上させるとともに、地方税としての自主性を高めることとなり、地方分権を支える地方税体系を構築する上で重要な役割を果たすことになると思います。

また、都道府県においては、自らの課税努力により確保する税目が少ないことから、外形標準課税の導入は、実質的な意味でも都道府県独自の基幹税を持つことにつながり、地方自治のあり方として望ましいものであると考えます。

なお、応益課税の負担を求めるという観点からは、地方公共団体は、より一層の情報公開と説明努力を必要とすることから、外形標準課税の導入は、責任のある地方自治の構築に資するという指摘もなされています。

ロ. 応益課税としての税の性格の明確化

法人事業税本来の性格を踏まえれば、その課税標準は、法人の事業活動の規模をできるだけ適切に表すものであることが望ましいところです。

しかしながら、現行の法人事業税は、原則として法人の所得を課税標準としているため、事業活動の規模との関係が適切に反映されず、本来の応益課税の性格から見て、望ましいあり方になっていないところです。

法人事業税への外形標準課税の導入は、事業税本来の性格の明確化を図るという観点からも、大きな意義を有する改革になるものと考えます。

(参考)わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－ (抄)
(平成12年7月 政府税制調査会答申)

ハ. 税負担の公平性の確保

我が国の法人の状況を見ると、約3分の2にも及ぶ法人が欠損法人となっており、法人事業税を負担していない状況にあります。事業活動を行っている法人は、その事業活動の規模に応じて、地方の行政サービスから一定の受益を得ているものと考えられ、事業税の性格を踏まえれば負担の公平という観点から見て適当でないという指摘があります。また、欠損法人をはじめ、事業活動規模に比して所得が少ない法人は、その事業活動規模にふさわしい事業税を負担しておらず、事業活動規模に比して所得が大きい法人の負担が大きくなっています。また、同一法人でも、特別損益の影響も含めて、年度間での納税額が大きく変動し、事業活動規模を反映したものとなりにくい状況にあります。

外形標準課税の導入により、地方公共団体の行政サービスから受益を得ている法人が、その受益に応じて、薄く広く税負担を分担する仕組みに改革していくことは、税負担の公平の観点からも重要です。

さらに、事業活動規模に応じて税を負担することとなり、応益原則による地方税の負担をより公平に分担する税制の構築につながるものと考えます。

このような観点から外形基準による課税の例外は極力少なくすることが求められます。

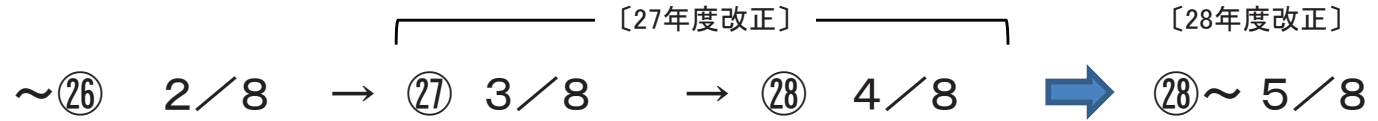
二. 経済の活性化、経済構造改革の促進

外形標準課税の導入は、所得に係る税負担を相対的に緩和することとなり、法人全体で薄く広く税負担を分かち合うこととなります。このため、所得に比例して税負担が増加する現行の所得基準による課税よりも、外形基準による課税の方が、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、企業経営の効率化や収益性の向上に資するものと考えられます。したがって、その導入は、そのような効果を通じて、経済の活性化、経済構造改革の促進に資することが期待できます。なお、外形基準の採り方によっては、経済の活性化を妨げるのではないかという意見もありました。

また、外形標準課税により税負担が薄く広く、かつ、安定的なものとなることは、企業にとって計画的な経営を行いやすくする面もあるのではないかと考えられます。

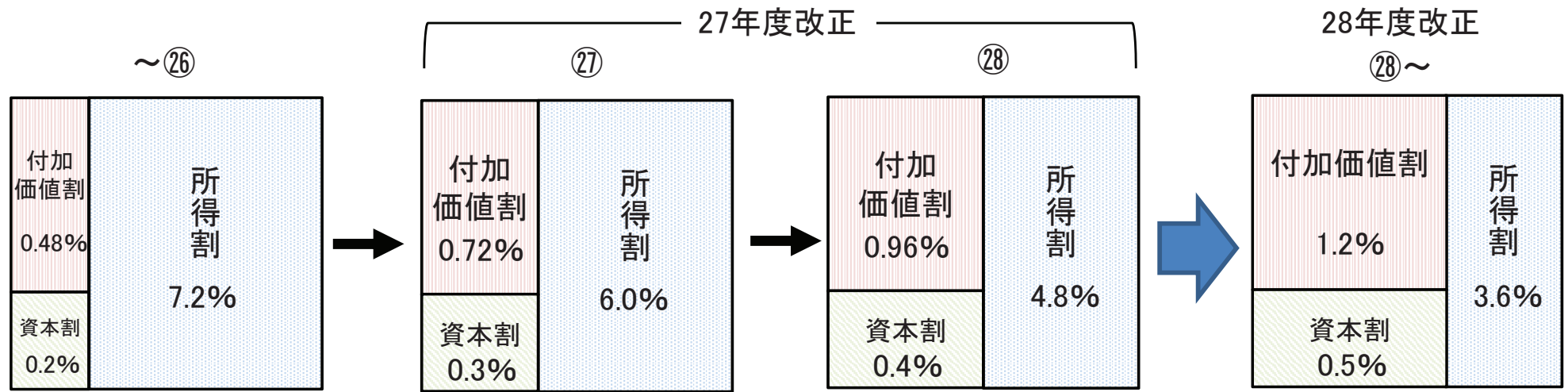
法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大(H27・H28年度改正)

成長志向の法人税改革の一環として、法人事業税所得割の税率を引き下げ、外形標準課税を拡大してきた。



【税率】

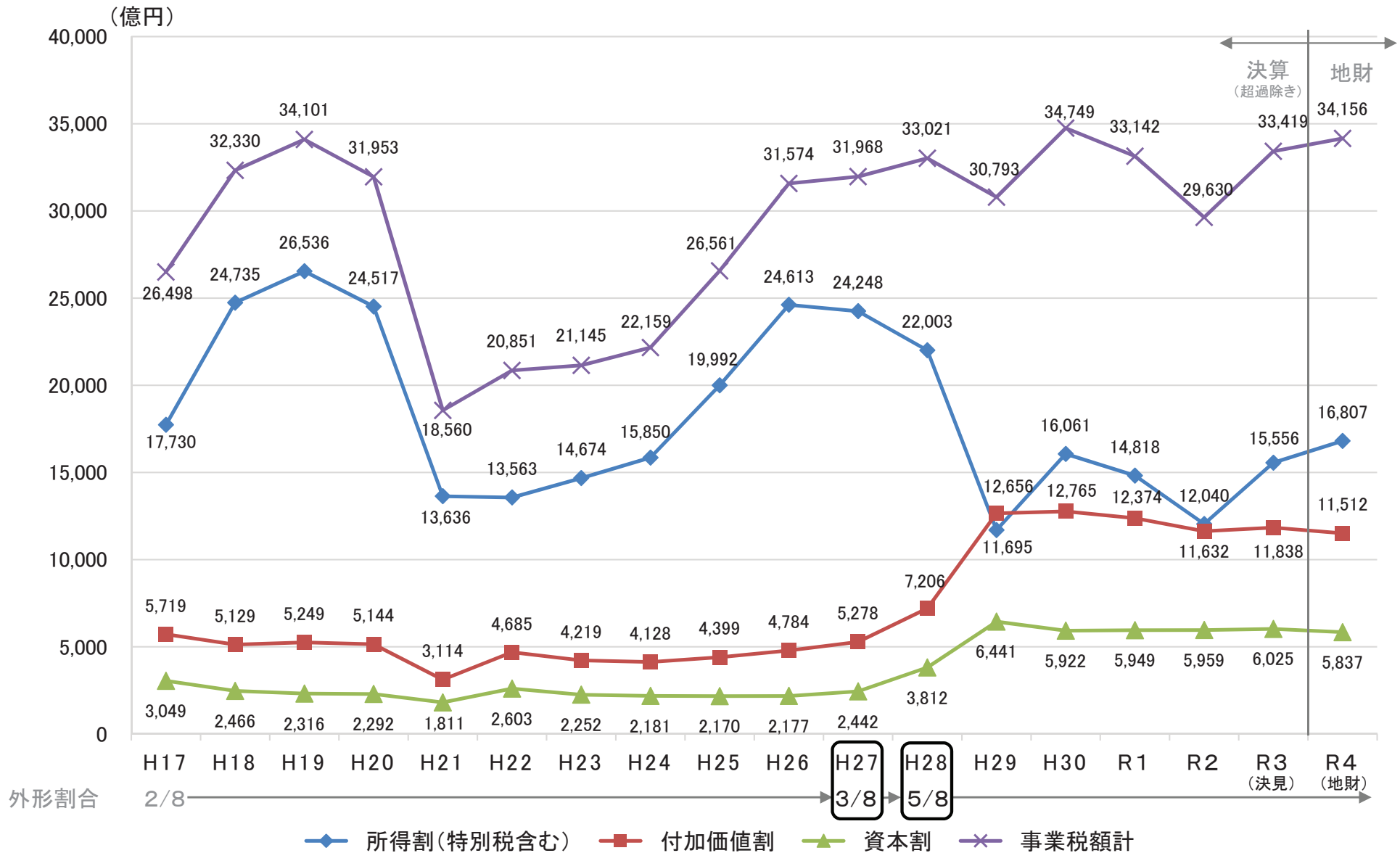
	〔27年度改正〕		〔28年度改正〕
付加価値割	～ ㉔ 0.48% → ㉕ 0.72% → ㉖ 0.96%	→	㉖ ～ 1.2%
資本割	～ ㉔ 0.2% → ㉕ 0.3% → ㉖ 0.4%	→	㉖ ～ 0.5%
所得割	～ ㉔ 7.2% → ㉕ 6.0% → ㉖ 4.8%	→	㉖ ～ 3.6%



※ 資本割における特例(圧縮特例、持株会社特例、個別特例)については、従前の特例の趣旨を踏まえ、維持。
 ※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置。
 ※ 所得割の税率には地方法人特別税又は特別法人事業税を含む。

外形標準課税対象法人の各割の税額推移

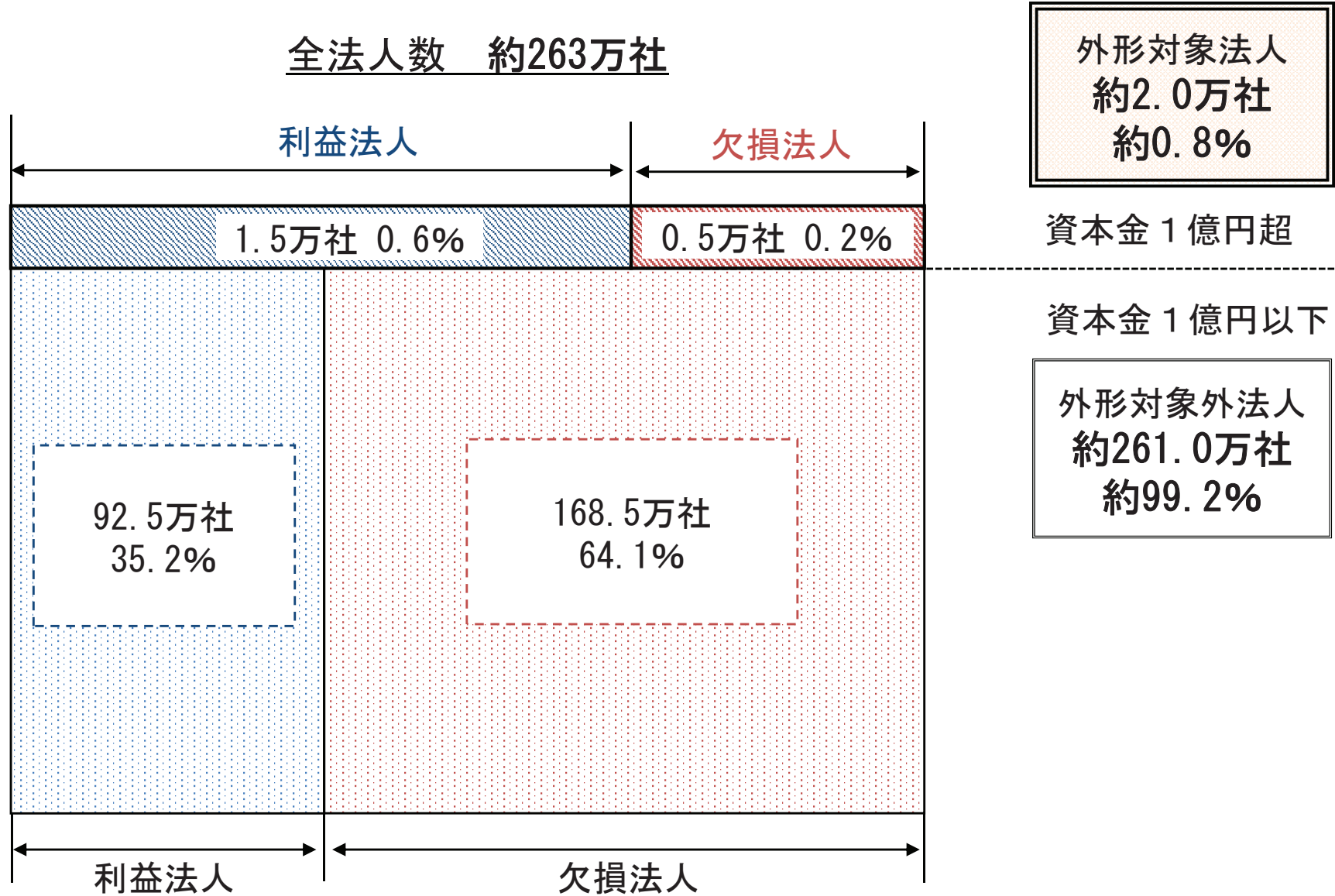
○ 所得割に比べ、付加価値割及び資本割は安定的。外形標準課税の割合の拡大(H27、28改正)に伴って伸びている。



※ 「地方財政状況調査」及び「道府県の課税状況に関する調」等を基に作成。

※ R2までは決算額、R3は決算見込額を調定額の各割毎のシェアで按分して算出、R4地財計画額。超過課税分を含まない。

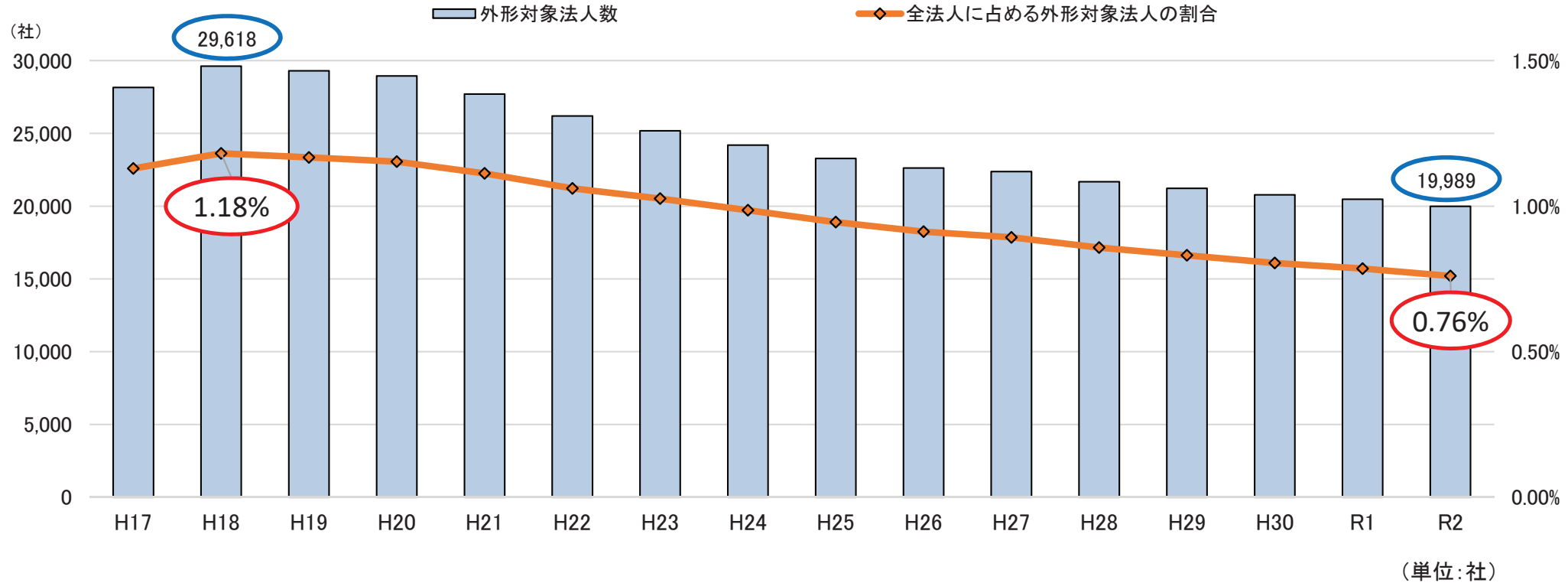
外形標準課税対象法人数(令和2年度)(確定申告ベース)



※ 法人数は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、収入金額課税法人は含まれていない。
 ※ 端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。

外形標準課税対象法人数・割合の推移(全国)

- 外形標準課税の対象法人数、その割合とも、平成18年度をピークとして減少傾向が継続。
- 平成18年度と比べて令和2年度は、数では約1万社の減少、割合では2/3に減少。



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
全法人数	2,492,935	2,507,171	2,509,668	2,510,465	2,489,828	2,468,869	2,453,772	2,453,748	2,462,474	2,479,271	2,506,528	2,527,342	2,553,409	2,582,032	2,605,974	2,629,728
うち外形対象法人数	28,158	29,618	29,301	28,943	27,702	26,196	25,176	24,194	23,275	22,624	22,380	21,681	21,225	20,780	20,474	19,989
外形対象法人数の割合	1.13%	1.18%	1.17%	1.15%	1.11%	1.06%	1.03%	0.99%	0.95%	0.91%	0.89%	0.86%	0.83%	0.80%	0.79%	0.76%

※ 「道府県の課税状況に関する調」による。

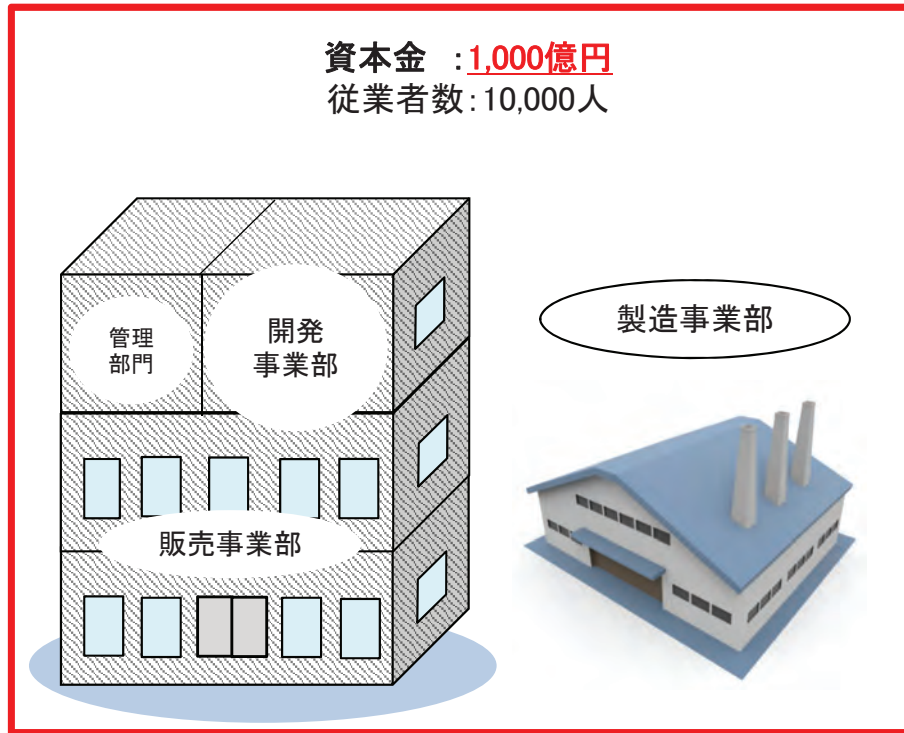
法人事業税の外形標準課税の対象

○ 外形標準課税の対象は資本金 1 億円超の普通法人であるため、資本金が 1 億円以下であれば対象とならない。

(イメージ)

X社(事業部型)

資本金 : **1,000億円**
従業者数: 10,000人



X社全体が外形標準課税の対象
(従業者10,000人)

Y社(持株会社型)

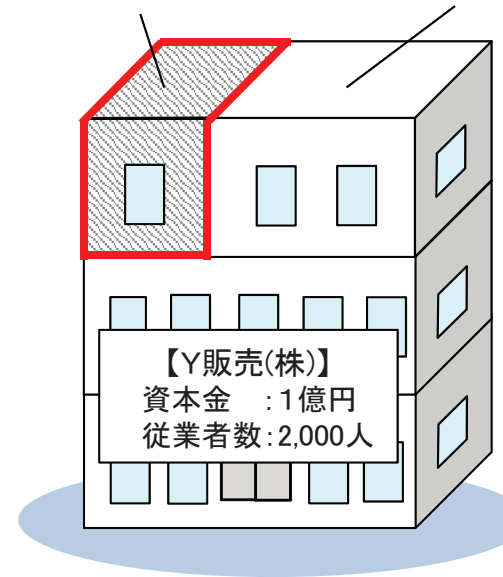
[Y(株)、Y販売(株)、Y製造(株)は、Yホールディングス(株)の100%子会社]

【Yホールディングス(株)】

資本金 : **1,000億円**
従業者数: 200人

【Y(株)】

資本金 : 1億円
従業者数: 800人



【Y製造(株)】

資本金 : 1億円
従業者数: 7,000人

【Y販売(株)】
資本金 : 1億円
従業者数: 2,000人

(注) 法人事業税は、親法人、子法人ともに、個社単位での単体課税となっている。

Yホールディングス社のみが
外形標準課税の対象
(従業者200人)

人口一人当たりの税収額の指数(令和3年度決算見込額)

地方税計

個人住民税

地方法人二税

地方消費税(清算後)

固定資産税

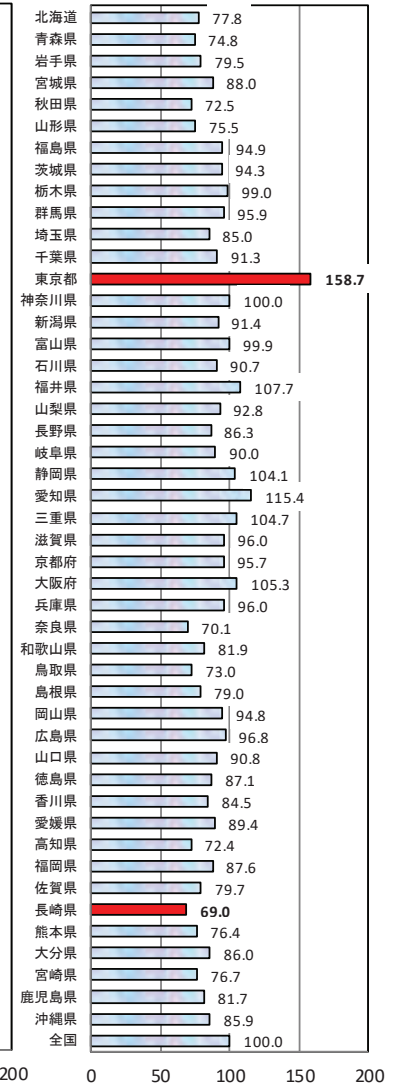
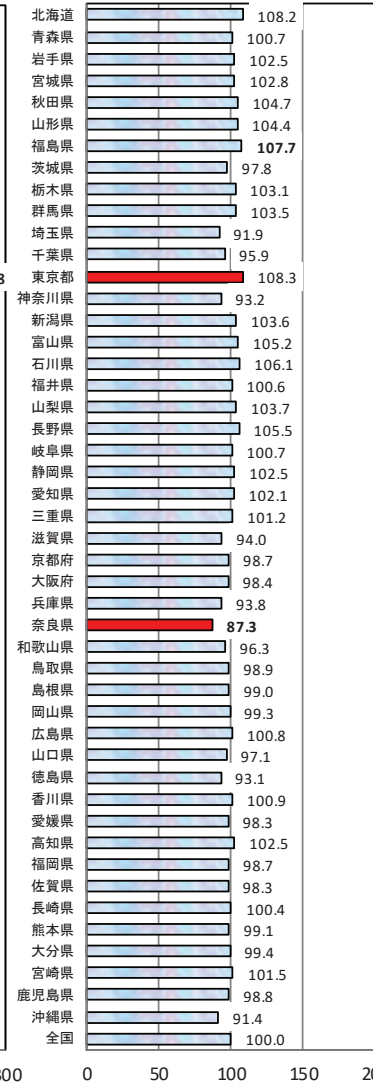
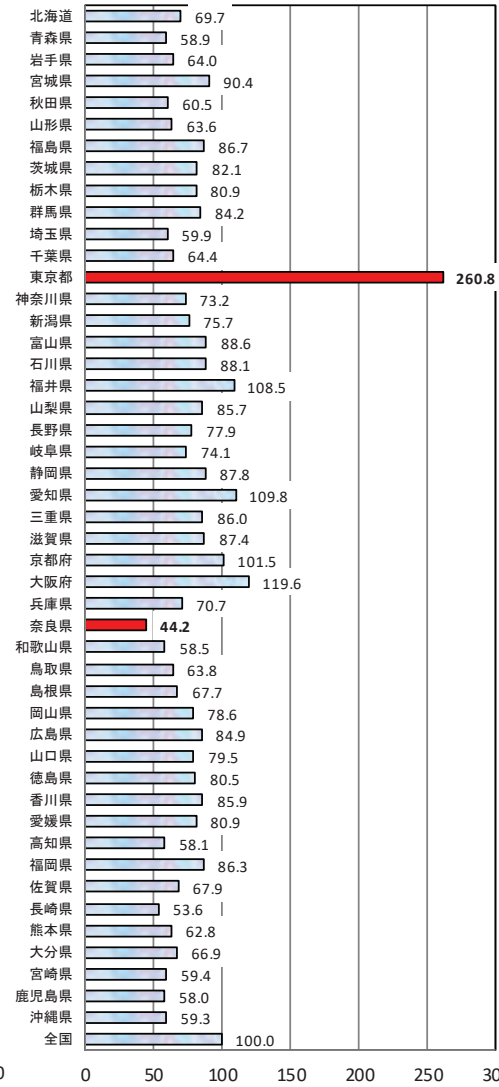
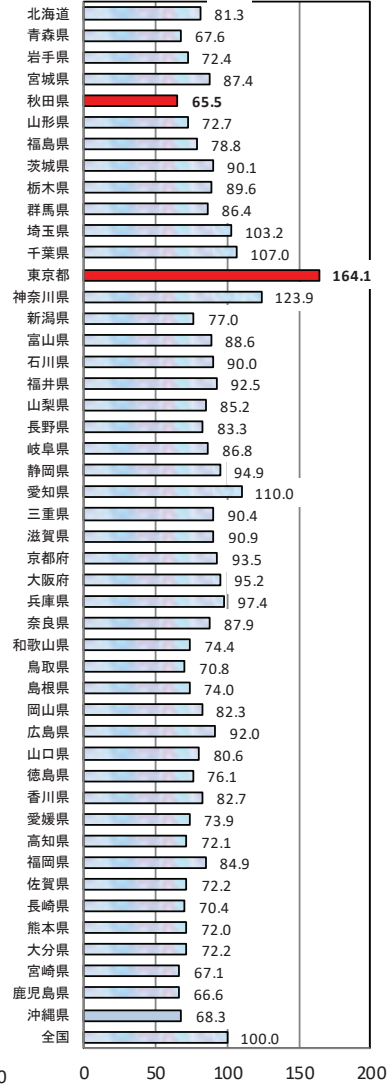
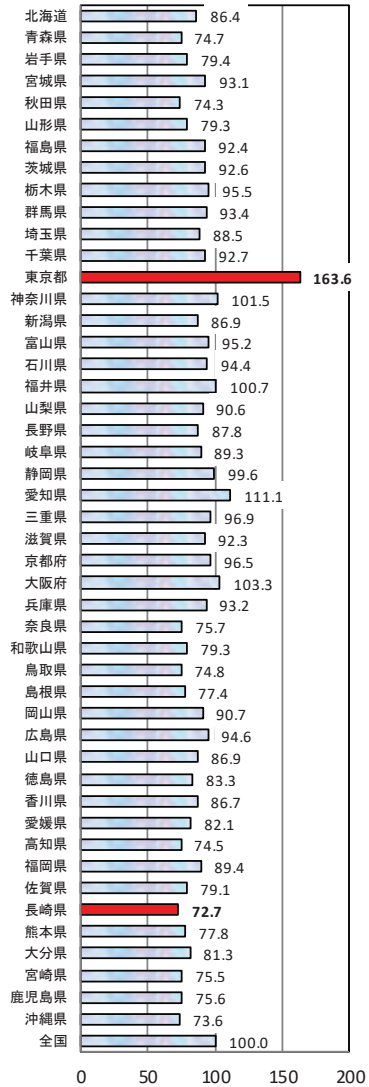
最大/最小:2.3倍

最大/最小:2.5倍

最大/最小:5.9倍

最大/最小:1.2倍

最大/最小:2.3倍



41.4兆円

12.8兆円

6.4兆円

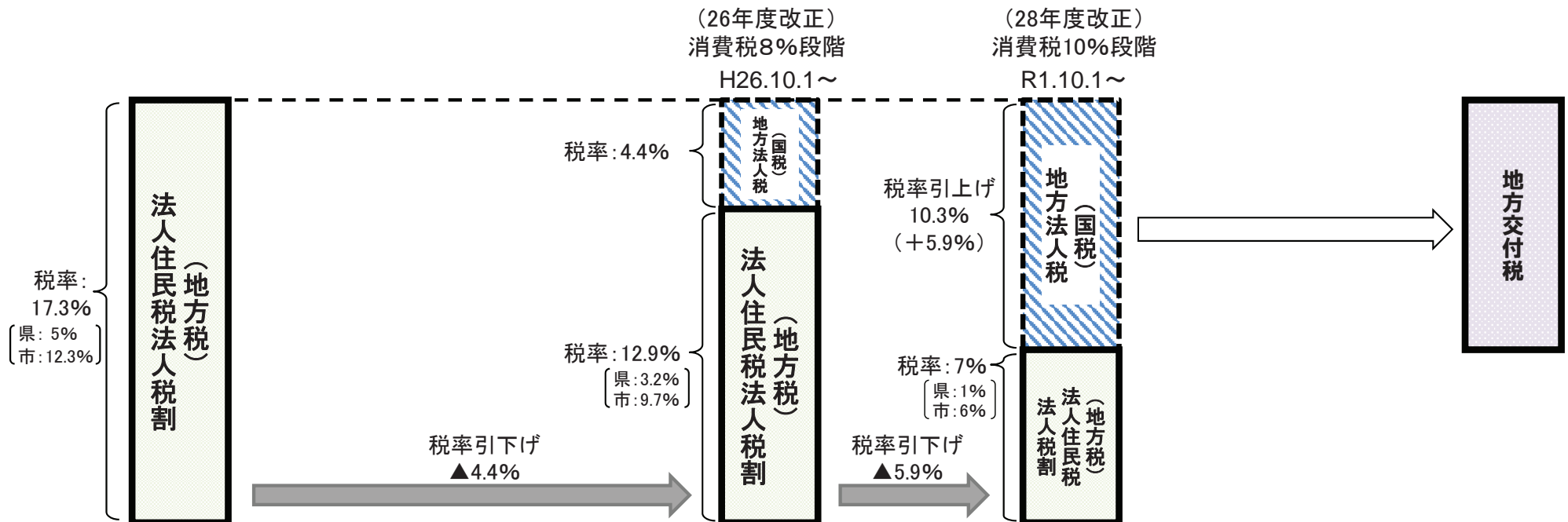
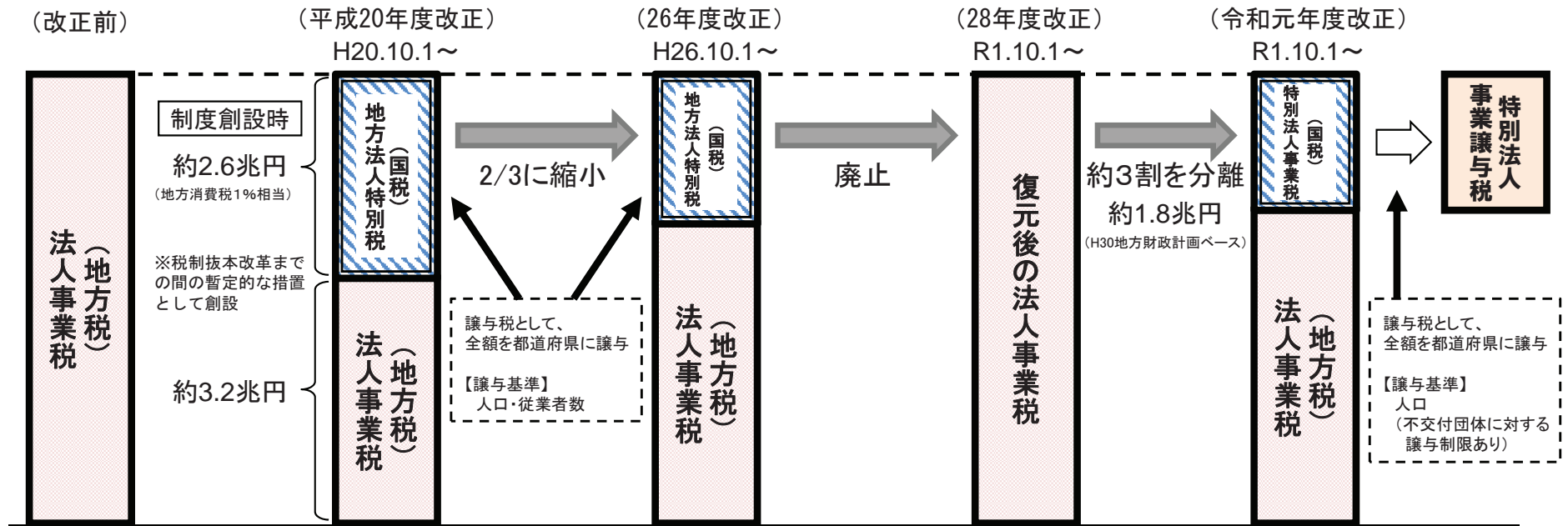
6.2兆円

9.3兆円

※1 上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

※2 地方消費税については、現行の清算基準により得られる最新の理論値である。

これまでの地方法人課税における偏在是正の取組



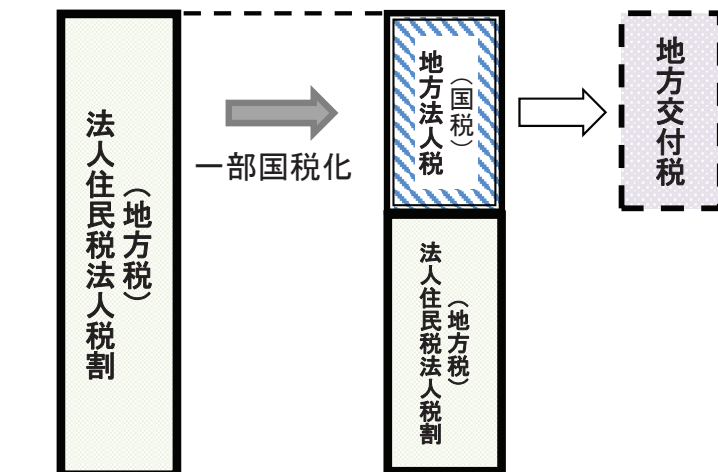
(注) 法人税割の税率は、都道府県分+市町村分の合計

地方法人税(国税)の概要

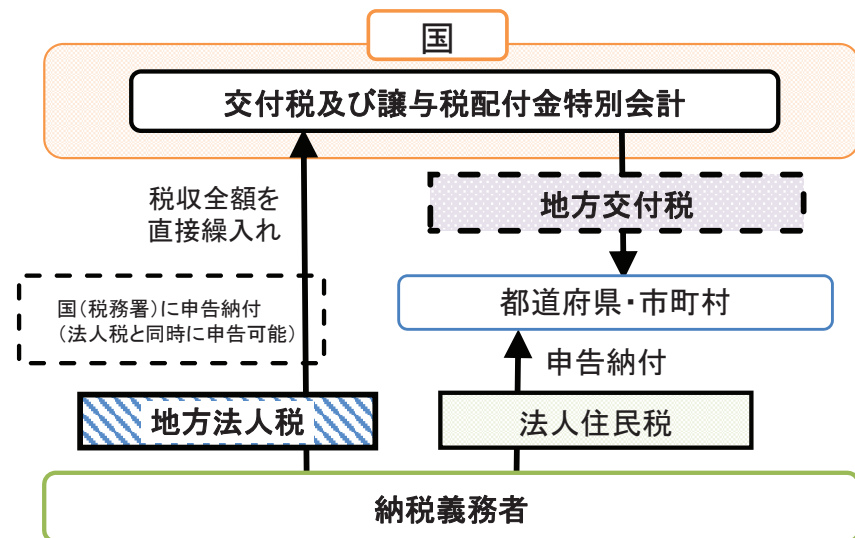
項目	内容
1. 趣旨	地方交付税の財源を確保するため
2. 課税主体	国
3. 納税義務者	法人(法人税の納税義務者)
4. 課税方式	申告納付
5. 課税対象	基準法人税額(法人税の確定申告書を提出すべき法人の各事業年度の所得に対する法人税の額等)
6. 課税標準	課税標準法人税額(基準法人税額)
7. 税率	令和元年10月1日以前に開始した課税事業年度 4.4% 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度 10.3%
8. 税収	14,183億円(令和2年度決算)

※ 法人住民税法人税割の交付税原資化のため創設された地方法人税は、課税ベースを法人税に合わせ、納税者は法人税と同時に国に申告納付する。

<地方法人課税の交付税原資化>



<申告納付、交付等の流れ>



特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の概要

○特別法人事業税

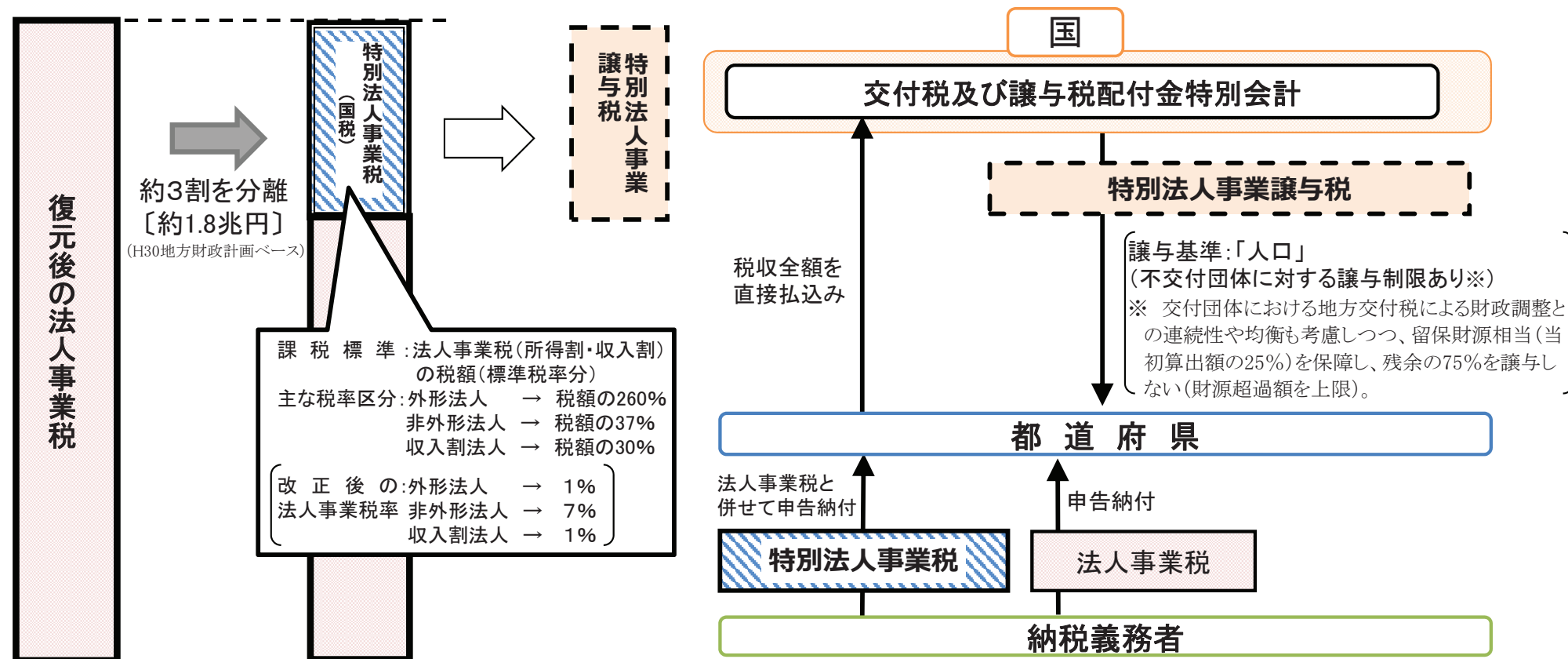
項目	内容												
1. 課税主体	国 ※都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収を行う(法定受託事務)												
2. 納税義務者	法人(法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者)												
3. 課税客体	法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額												
4. 課税方式	申告納付 法人事業税の申告の例により、法人事業税の申告書と併せて事務所等の所在する都道府県に税額等を記載した申告書を提出し、その徴収金を納付する。 都道府県は特別法人事業税として納付された額を国に払い込む。												
5. 課税標準及び税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人区分</th> <th>課税標準</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金1億円超の普通法人</td> <td rowspan="3">基準法人所得割額</td> <td>260%</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td>34.5%</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円以下の普通法人 公益法人等 投資法人等</td> <td>37%</td> </tr> </tbody> </table>	法人区分	課税標準	税率	資本金1億円超の普通法人	基準法人所得割額	260%	特別法人	34.5%	資本金1億円以下の普通法人 公益法人等 投資法人等	37%	(注)特別法人とは、協同組合等(法人税法別表第3と同一)及び医療法人をいう。 (注)電気供給業、ガス供給業、保険業を営む法人については、基準法人収入割額に税率を乗じる。	
法人区分	課税標準	税率											
資本金1億円超の普通法人	基準法人所得割額	260%											
特別法人		34.5%											
資本金1億円以下の普通法人 公益法人等 投資法人等		37%											
6. 税収(令和2年度決算額)	6,717億円(国への払込額) (参考)地方法人特別税 9,777億円(国への払込額)												

○特別法人事業譲与税

項目	内容
1. 譲与総額	特別法人事業税収入額の全額
2. 譲与団体	都道府県
3. 譲与基準等	人口 (財源超過団体がある場合) 財源超過団体:100分の75に相当する額を控除した額 財源不足団体:財源超過団体の控除額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額
4. 使途	一般財源
5. 譲与時期	5月、8月、11月、2月
6. 税収(令和2年度決算額)	16,606億円

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の仕組み

- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設。（令和2年度から譲与開始。）

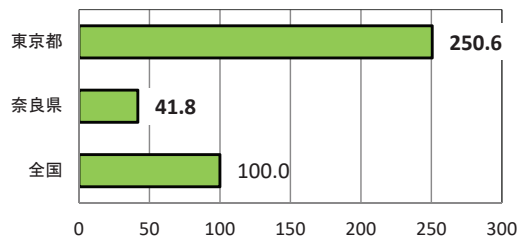


- 大都市における地方法人課税の税収は、県内総生産の分布状況と比較して集中している状況。この構造的な課題を解決することが必要。
- 新たな偏在是正措置の導入により、地方法人課税の税収と県内総生産の分布が概ね合致。

人口一人当たりの最大／最小

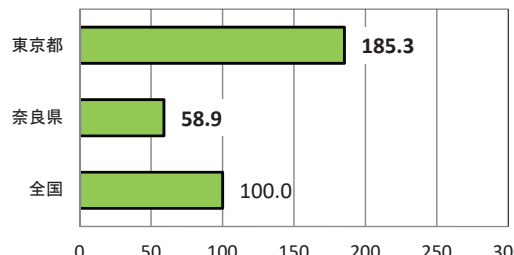
＜地方法人二税のみ＞
(偏在是正措置なし)

最大／最小: 6.00倍



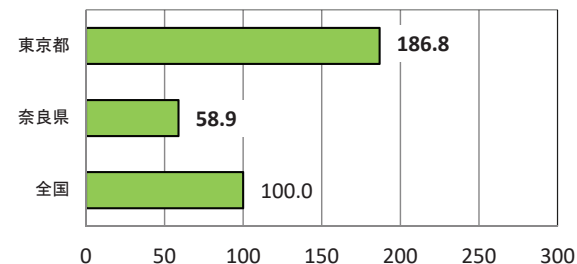
＜特別法人事業譲与税導入後＞
(人口による譲与+譲与制限)

最大／最小: 3.15倍

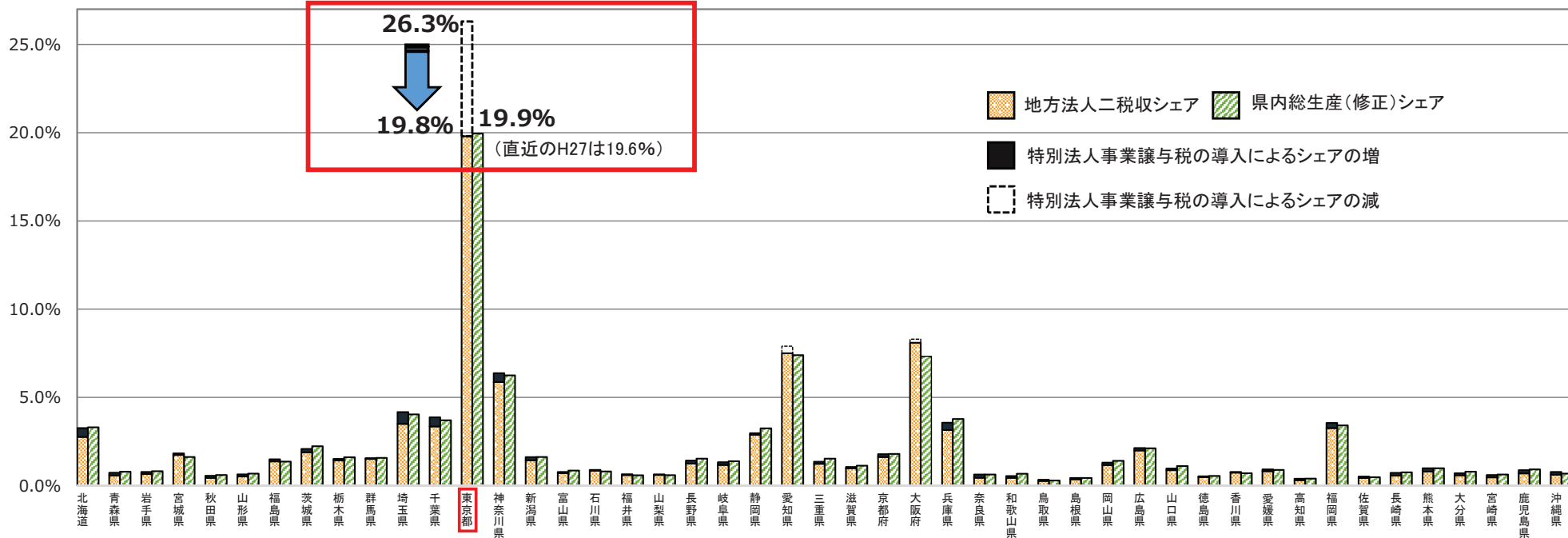


＜県内総生産(修正)＞

最大／最小: 3.17倍



全国シェア



※1 県内総生産(修正)は、県内総生産(名目)から、一般政府部門等を控除したもの。 ※2 地方法人二税の税収については、H25決算～H29決算の5年平均であり、県内総生産については、H23年度～H27年度の5年平均である。